

移動性（モビリティ）向上委員会規約

（設置）

第 1 条 埼玉県内の移動性の向上を検討する委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所が設置する。

（目的）

第 2 条 委員会は、公正・中立な立場から自動車の移動性の阻害要因となっている事象及びそれらの対策方針について、道路利用者、地域住民等からの意見等を踏まえ、幅広く議論し、県内の今後の移動性向上に関する道路施策に反映することを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）自動車における移動性の阻害要因を示すデータや指標に関する事項
- （2）道路利用者、地域住民等からの意見把握およびその反映方法に関する事項
- （3）移動性阻害箇所の阻害要因を整理し、対策箇所の選定に関する事項
- （4）その他必要な事項

（構成）

第 4 条 委員会は、有識者、行政委員をもって構成し、委員の構成は別紙の通りとする。

- 2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

第 5 条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、委員会の所掌事項を完了するまでとする。

（委員長）

第 7 条 委員会には、委員長を置くものとする。

- 2 委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第10条 委員会は公開にて開催するものとする。

但し、委員会の承認をもって非公開とすることができる。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所計画課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。
また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年10月31日から施行する。

この規約は、平成24年7月19日から施行する。